

障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議

趣旨

- 「障害者差別解消法」において、主務大臣は所管する事業者が適切に対応するための「対応指針」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- そのため、文部科学省において、所管する事業者のための対応指針等の策定にあたり、障害者その他関係者から構成される調査研究協力者会議を開催。

検討事項

- 文部科学省が策定する対応指針についての検討。
- その他、文部科学省の求めに応じ、障害者差別解消法への対応に関する事項について意見を述べることができる。

スケジュール

- 第1回会議 6月17日 阿部委員、早稲田大学のヒアリング
- 第2回会議 6月30日 笠原委員、札幌学院大学、日本図書館協会のヒアリング
- 第3回会議 7月 7日 対応指針についての検討
- 第4回会議 7月21日 対応指針についての検討

-1-

障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議 名簿

学識経験者、障害当事者・支援団体、都道府県・市町村、公・私立学校、文化・スポーツの各分野の関係者21名（ほかオブザーバー1名）で構成。

協力者

- | | |
|--|-------------------------|
| 東 重満 : 美晴幼稚園長 | 久保 厚子 : 全国手をつなぐ育成会連合会会長 |
| 阿部 謙策 : 葛飾区立梅田小学校長 | 瀬瀬 政昭 : 岐阜県白川町教育長 |
| 市川 宏伸 : 日本発達障害ネットワーク理事長 | 小中 栄一 : 全日本ろうあ連盟副理事長 |
| 大日方 邦子 : (株)電通パブリックレーションズ
シニア・コンサルタント、パラリンピアン | 小宮 恭子 : 大田区立志茂田小学校長 |
| 笠原 陽子 : 神奈川県教育委員会教育監 | 近藤 武夫 : 東京大学准教授 |
| ○柏倉 秀克 : 日本福祉大学教授 | 柘植 雅義 : 筑波大学教授 |
| 神永 芳子 : 全国心臓病の子どもを守る会会長 | 東條 裕志 : 全国LD親の会理事長 |
| 北住 映二 : 日本重症心身障害福祉協会理事 | 本郷 寛 : 東京藝術大学教授 |
| 木村 修二 : 武蔵野東小学校長 | 中澤 恵江 : 横浜訓盲学院学院長 |
| 工藤 正一 : 日本盲人会連合情報部長 | ◎宮崎 英憲 : 東洋大学参与 |
| | 横倉 久 : 東京都立大塚ろう学校長 |

◎主査、○主査代理【50音順】

オブザーバー

藤本 裕人 : (独)国立特別支援教育総合研究所教育支援部 上席総括研究員

-2-

文部科学省所管事業分野対応指針の検討の経緯

6月17日

【第1回 調査研究協力者会議】ヒアリング①

- 阿部 謙策 委員 「小学校における特別支援教育の取組」
- 本田 恵子 早稲田大学教授 「大学における障害のある学生支援等の取組」

6月30日

【第2回 調査研究協力者会議】ヒアリング②

- 笠原 陽子 委員 「神奈川県における特別支援教育の取組」
- 松川 敏道 札幌学院大学人文学部人間科学科准教授 「大学における障害のある学生支援の取組」
- 公益財団法人 日本図書館協会 山本 宏義 副理事長、佐藤 聖一 障害者サービス委員会委員長
「社会教育施設(公立図書館)における障害者支援」

7月7日

【第3回 調査研究協力者会議】
対応指針(素案)の検討

7月21日

【第4回 調査研究協力者会議】
対応指針(案)の検討

7月31日

内閣府における各省合同ヒアリング【計11団体】

全日本ろうあ連盟、全国盲ろう者協会、全国精神保健福祉会連合会、日本難病・疾病団体協議会、全国肢体不自由児者父母の会連合会、日本盲人会連合、日本発達障害ネットワーク、手をつなぐ育成会連合会、日本身体障害者団体連合会、DPI日本会議、全国脊髄損傷者連合会

8月19日～9月17日

パブリックコメント

文部科学省所管事業分野の対応指針(案)の概要

<第1 趣旨>

「基本方針」に即して、文部科学省が所管する分野における事業者(私立の学校、社会教育施設、文化・スポーツ施設等)が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。

<第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方>

(1) 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

【不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること

(2) 合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試験による学習評価を行ったりすること
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること

5

<第3・4 関係事業者における相談体制の整備及び研修・啓発>

- 既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要。
- ホームページ等を活用し周知することや、相談時の配慮として、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話など、多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。
- 障害者等の相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及・障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱(身体虚弱を含む。)、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。

<別紙1 具体例>

<別紙2 分野別の留意点>

- 特に学校教育分野は、既に権利条約等への対応のための取組が進められており、既存の有識者会議等による報告書に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応する。
- 相談体制の整備においては、校長・学長がリーダーシップを発揮するとともに、学校と本人のみでは合意が困難な場合は、設置者である学校法人が適切に対応する。
- スポーツ分野・文化芸術分野について、スポーツ基本法・文化芸術振興基本法等に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要。

障害者差別解消法の施行に向けた準備の状況

【平成27年】

2月24日 「基本方針」閣議決定

- ・各省庁が「対応要領」「対応指針」を検討
- ※文科省は調査研究協力者会議を設置

8月19日～ 文科省の「対応指針」パブコメ開始

9月17日 (教育ほか文科省所管分野に関するもの)

11月中 文科省の「対応指針」「対応要領」策定

- ・地方公共団体、国立大学法人、学校法人
その他関係機関に周知

施行まで 国立大学法人等が「対応要領」を策定

⇒ 平成28年4月1日 障害者差別解消法 施行